

千葉市大規模建築物連絡調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、都市基盤施設に影響を与える可能性のある大規模建築物の適正な建築の推進に関し連絡及び調整を行うため、千葉市大規模建築物連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 千葉市総合設計許可取扱基準（平成6年9月1日施行）の運用に関すること。
- (2) 千葉市再開発等促進区容積認定基準（平成6年9月1日施行）の運用に関すること。
- (3) その他大規模建築物の建築に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市局建築部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 別表第7号に掲げる職にある委員にあっては、協議の対象となっている建築物の周辺道路等を所管する土木事務所の管理課長が会議に出席するものとし、別表第8号から第13号までに掲げる職にある委員にあっては、委員長が必要と認めたときにその指名により会議に出席するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係課の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

- (1) 都市局都市部都市計画課長
- (2) 都市局都市部都市計画課都市デザイン室長
- (3) 都市局建築部宅地課長
- (4) 都市局建築部建築指導課長
- (5) 都市局建築部建築情報相談課長
- (6) 都市局公園緑地部緑政課長
- (7) 建設局土木部中央・美浜土木事務所、花見川・稲毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所の管理課長
- (8) 都市局都市部市街地整備課長
- (9) 都市局建築部住宅政策課長
- (10) 都市局公園緑地部公園管理課長
- (11) 建設局道路部道路計画課長
- (12) 建設局下水道企画部下水道経営課長
- (13) 建設局下水道企画部下水道営業課長
- (14) 建設局下水道企画部総合治水課長
- (15) 建設局下水道施設部下水道維持課長